



情報マネジメントシステム

IMS認証機関認定の実施に係る指針MD15

JIP-IMAC215-1.0

2015年3月17日

一般財団法人 **日本情報経済社会推進協会**

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel:03-5860-7570 Fax:03-5573-0564

URL <http://www.isms.jipdec.or.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2015.3.17	初版	

1. 目的

この文書は、JIP-ISAC100（ISMS 認証機関認定基準及び指針）、JIP-ITAC100（ITSMS 認証機関認定基準及び指針）、JIP-BCAC100（BCMS 認証機関認定基準及び指針）、及び JIP-CSAC100（CSMS 認証機関認定基準及び指針）に基づく認定の実施に係る共通の指針を示すものである。

2. 指針

- 1) この指針は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が IAF¹（国際認定フォーラム）必須文書 IAF MD15:2014（マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関する IAF 必須文書²）（以下、IAF 必須文書という）の原文³を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF 必須文書の日本語訳を添付している。
- 2) この指針に添付している IAF 必須文書の日本語に対し、“ISO/IEC 17011”は“JIS Q 17011”、“ISO/IEC 17065”は“JIS Q 17065”、“ISO 9001”は“JIS Q 9001”、“ISO/IEC 17021”は“JIS Q 17021”と、それぞれ読み替える。
- 3) IAF 必須文書に記載されている IAF 相互承認協定（MLA）に関する事項は、協定への加盟を想定したものであるが、加盟できる体制にあることを前提としている訳ではない。

¹ IAF : International Accreditation Forum, Inc.

² IAF Mandatory Document for the Collection of Data to Provide Indicators of Management System Certification Bodies' Performance

³ 本協会は、IAF 指針の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

(このページは空白です)

International Accreditation Forum, Inc.
国際認定フォーラム (IAF)



IAF Mandatory Document

**マネジメントシステム認証機関の
パフォーマンス指標の提供のための
データ収集に関する IAF 必須文書**

Issue 1

(IAF MD15:2014)

注：この文書は、IAF Mandatory Document for the Collection of Data to Provide Indicators of Management System Certification Bodies' Performance - Issue 1 (IAF MD15:2014) の内容を変更することなく、本協会及び公益財団法人日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.9 参照) から入手できる。

2014 年 8 月 6 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター

**IAF Mandatory Document for the Collection of Data to
Provide Indicators of MS CB' Performance**

国際認定フォーラム (IAF) は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のための基準を詳細に規定している。この認定は、貿易を促進し、適合性評価活動が複数必要であるという要求を減少させる。

認定は、認定された適合性評価機関 (CAB) が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAF メンバーである認定機関 (AB) 及びそれらに認定された CAB は、適切な国際規格及びその一貫した適用のための IAF 必須文書に適合することが要求される。

IAF 国際相互承認協定 (MLA) に加盟している認定機関は、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLA の構造と範囲は、“IAF PR 4-Structure of IAF MLA and Endorsed Normative Documents”に詳述されている。

IAF MLA の構造は 5 つのレベルで構成されている。レベル 1 は全ての認定機関に適用される基準、ISO/IEC 17011 を規定している。レベル 2 の活動と、対応するレベル 3 の基準文書との組合せを MLA のメインスコープと称し、レベル 4 (該当する場合) 及びレベル 5 の関連する基準文書の組合せを MLA のサブスコープと称する。

- MLAのメインスコープは、例えば製品認証のような活動と、ISO/IEC 17065などの関連する必須文書を含む。メインスコープレベルにおけるCABによる証明は、同等に信頼できると見なされる。
- MLAのサブスコープは、例えばISO 9001などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合スキーム固有の要求事項 (例えばISO TS 22003など) を含む。サブスコープレベルにおけるCABによる証明は同等と見なされる。

IAF MLA は、市場による適合性評価結果の受入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された機関によって、IAF MLA の適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知され、国際貿易を促進することができる。

第 1 版

IAF 技術委員会による作成 日付: 2014 年 4 月 24 日

IAF メンバーによる承認 日付: 2014 年 6 月 20 日

発行日: 2014 年 7 月 14 日 適用日: 2016 年 7 月 14 日

問い合わせ先: Elva Nilsen

IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 (613) 454-8159

Email: secretary@iaf.nu

**IAF Mandatory Document for the Collection of Data to
Provide Indicators of MS CB' Performance****IAF 必須文書への序文**

この文書の中では、“should”（望ましい）という用語は、規格の要求事項を満たすために認知された手段であることを示すために使用されている。認証機関（CB）は、規格の要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書では、“shall”（なければならない）という用語は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定は強制であることを示すために使用されている。

目次

0. 序文.....5

1. 適用範囲.....6

2. 用語及び定義.....6

3. 収集し、レビューすべき指標.....6

4. 実施.....7

附属書1 (規定) 有効な認証の合計数の報告方法.....8

マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のための データ収集に関する IAF 必須文書

この文書は、ISO/IEC 17011 の一貫した適用のために義務づけられる。ISO/IEC 17011 の全ての条項の適用は継続され、この文書はその要求事項に優先するものではない。この必須文書はマネジメントシステム認証機関の認定のためだけのものである。

0. 序文

マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関するこの必須文書は、認定機関に対し、ISO/IEC 17011 7.11.2 項で想定されるサーベイランス活動を管理するためのインプットを提供することを目的とする。

ISO/IEC 17011 7.11.2 項では、認定機関に対して、「認定した適合性評価機関が認定の要求事項を継続的に満たしていることを監視するために、定期的なサーベイランス現地審査、その他のサーベイランス活動、及び再審査を十分に短い間隔で行う手順及び計画を確立する」ことを要求している。

認定機関によっては、収集されたパフォーマンス指標に基づいて、これらの「その他のサーベイランス活動」を展開(develop)しているところもある。また、認証機関が審査員及びその他の従業員のパフォーマンスだけでなく、認証機関自身のパフォーマンスを評価するための独自の指標をもっていることも認識されている。他の指標も議論され、それらは ISO/IAF AAPG 文書に記載される。

これらの指標の中には、意図された認証の目的を確実に達成するための認証機関のプロセスの有効性について見識を提供できるものもある(could)。

この必須文書は、現地審査を補うため、認定機関が定期的に収集しレビューしなければならない一連の指標を明確にする。

これらの指標を分析することにより、サーベイランス活動の調整が図られることが期待される。

この文書は全ての IAF メンバーの合意事項を示すものであり、認定機関が自身のステークホルダーと協議の上、さらなる指標を策定することを妨げるものではない。

1. 適用範囲

この文書は、認定機関が認定されたマネジメントシステム認証機関に対して定期的に認定機関に報告するよう要求しなければならない「指標」を特定する。この文書は、IAF の全ての認定機関メンバーに適用される。

2. 用語及び定義

この文書の目的のために、ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17021、IAF 必須文書における用語及び定義、並びに次の用語及び定義が適用される。

指標——認証活動の状態又はレベルを示す傾向又は事実。

3. 収集し、レビューすべき指標

IAF の認定機関メンバーは、認定機関と認証機関との間で別途合意しない限り、原則として1月に、認証機関から次の指標を毎年収集しなければならない。次の指標は、各認定機関の認定下の国別、認証規格別に報告されなければならない。

3.1 12月末日における有効な認定された認証の数

注記：このデータの分析は、ある期間における認証数の変化を示す。提供されたデータにより、認定機関は認証機関の活動における重要な変化について正しい理解を得ることができ。 (報告方法は附属書1を参照のこと)。

3.2 審査員数

注記：この情報に 3.1 項の情報を合わせることで、認証機関が認証プログラムの管理のための適切な資源をもっているかどうかについての一つの目安になる。これは、3.1 項の情報と同時に収集されるべきであり、ISO/IEC 17021 によって定義されている審査員を全て含むべきである。

3.3 受け入れた認証の移転数

注記：このデータは前回報告以降に認証機関が受け入れた (IAF MD 2 において定義される) 認証の移転数を示す。移転には多くの理由があり得る (could be) が、移転数が突然増加している場合には、認定機関が現地審査でさらなるレビューを行うためのインプット情報となり得る。

3.4 実施が遅れている審査の数

注記：この情報は、認証機関が自身の審査プログラムをいかにうまく管理しているかに関するインプットを認定機関に対して提供する。実施が遅れた審査とは、認証機関の手順書において規定されている期間内に実施されなかった審査である場合もある。報告される数は、前回報告まで遡る全期間を対象とすることが望ましい。

3.5 投入された審査工数

**IAF Mandatory Document for the Collection of Data to
Provide Indicators of MS CB' Performance**

注記：審査工数とは、IAF MD5において規定されている通りに理解すべきである。この情報は、認証機関が使用した資源の目安を認定機関に提供するものであり、その他の指標と比較参照されることが望ましい。報告される数は、前回報告まで遡る全期間を対象とすることが望ましい。

4. 実施

各認定機関は、認証機関に対して指標のデータの提供方法についての指針を提供しなければならない。また認定機関は、認証機関が発行した複数サイト認証の範囲を考慮することが望ましく、その結果として、複数サイトの認証に関する情報収集の有用性を判断することが望ましい。さらに認定機関は、これらの指標を少なくとも1年に1回、定期的に提供するという要求事項を、認証機関との契約上の取決めで具体的に扱うべきかについて検討することが望ましい。

マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関する IAF 必須文書の終わり。

附属書 1 (規定) 有効な認証の合計数の報告方法

3.1 項に規定されている指標は、有効な発行された認証の合計数を報告することを認証機関に要求している。有効な認証の数は、次の規則に従って報告されることが望ましいとしている。

- 顧客が1つのサイトを範囲とする有効な認証を有している場合、これを **1 認証** (単一サイト認証) と数えなければならない。
- 顧客が複数のサイトを範囲とする1つの認証を有している場合でも、1つの認証のみ (複数サイト認証) が発行されているので、**1 認証** と数える。しかし、複数のサイトが個別に認証されている場合、授与された各認証を (単一サイト認証として) 数えなければならない。
- 顧客がいくつかの単一サイト認証 (各サイトが個別の認証を有する) を有しているか、1つの複数サイト認証 (複数のサイトを範囲とする1つの有効な認証) を有しているかにかかわらず、認証機関は合計の認証数を報告しなければならない。
- 顧客が複数のマネジメントシステムの認証を受けている場合で、認証機関がそれらを範囲に含む単一の認証を発行している場合、これを認証範囲に含まれているマネジメントシステムの数と同じに数えることが望ましい。すなわちマネジメントシステム規格ごとに数えることが望ましい。

注記：有効な認証とは、それが効力を持つ状態かあるいは一時停止の状態かにかかわらず、認証契約の効力の下にある認証のことである。取り下げられた申請及び認証の数は、この目的のために含めるべきではない。

追加情報 :

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 : <http://www.iaf.nu>

事務局 :

IAF Corporate Secretary

Telephone: 1+613 454-8159

Email: secretary@iaf.nu